

記 者 発 表 資 料
令 和 6 年 7 月 1 日
保健福祉部健康推進課
担当 : 青木
電話 : 022-211-2624
kensui-k2@pref.miyagi.lg.jp

熱中症予防の注意喚起について

例年7月及び8月は、熱中症の救急搬送が急増し、重症者等が発生する時期です。

県民一人一人が熱中症についての正しい知識を持ち、予防しながら生活することが必要となります。報道機関におかれましては、県民の皆様への注意喚起に御協力をお願ひいたします。

【熱中症予防のポイント】

- のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分・塩分などを補給してください。
- 発生場所で最も多いのは居室で、約4割に上っていることから、室内でも温度や湿度を測り、我慢せずにエアコンを使用してください。
- 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用して暑さを避けましょう。
- 外出時には日傘や帽子を着用し、日陰を利用するなどこまめに休憩を取りましょう。

【特に注意したい方々】

- 子どもは体温の調節能力が十分に発達していないため、気を配る必要があります。
- 高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能や体の調整機能が低下しているので、注意が必要です。熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の方です。
- 障害をお持ちの方も、自ら症状を訴えられない場合があるため、注意が必要です。

【熱中症が疑われる人を見かけたら】

- エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など、涼しい場所に移動させましょう。
- 衣服をゆるめ、体を冷やしましょう。(特に首の周り、脇の下、足の付け根など)
- 水分、塩分、経口補水液などを補給しましょう。
- 自力で水が飲めない、意識がない場合は、たまらわずに救急車を呼びましょう。

【熱中症特別警戒情報等について】

- 今年から、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）に加え、都道府県内において全ての情報提供地点において暑さ指数が35（予測値）に達する場合、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表されることになりました。アラート発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう。
(熱中症警戒アラート等の発表状況) <https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>
- 热中症特別警戒情報が発表された区域では、市町村が指定する指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）が解放されます。指定暑熱避難施設の設置状況等、詳細については各市町村にお問い合わせください。

《熱中症対策に関する啓発広告について》

熱中症対策の一環として、連携協定を締結する大塚製薬様の御協力の下、7月2日から7月15日まで、下記により啓発を行います。

- 1 水分補給に関するポスター、POPの掲示（県内ファミリーマート各店舗）
- 2 ファミリーマートのデジタルサイネージを活用した熱中症対策のポイント動画放映（知事がナレーションを担当）

知事ナレーション :

「外出時は暑さを避ける工夫を」「室内ではエアコンの活用を」
「こまめな水分補給と塩分補給を」「みんなでやろう！熱中症対策」